

令和3年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日（月）午後1時30分から午後2時32分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (14人)

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 志賀喜一  |
| 委員 | 1番  | 川上美由紀 |
| 委員 | 2番  | 石川俊雄  |
| 委員 | 4番  | 相場重雄  |
| 委員 | 5番  | 小関昭男  |
| 委員 | 6番  | 向田栄一  |
| 委員 | 7番  | 小林秀男  |
| 委員 | 8番  | 新井 勉  |
| 委員 | 10番 | 金子一郎  |
| 委員 | 11番 | 本島光雄  |
| 委員 | 12番 | 大拙 孝  |
| 委員 | 13番 | 野村春男  |
| 委員 | 14番 | 川田恒夫  |
| 委員 | 15番 | 澁江修身  |

4. 欠席委員 (2人)

|    |    |      |
|----|----|------|
| 委員 | 3番 | 立川久恵 |
| 委員 | 9番 | 若田部明 |

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

|       |           |
|-------|-----------|
| 事務局長  | 小野 勉      |
| 参事    | 磯部高志      |
| 農地調整係 | 係長 川田優子   |
|       | 主査 飯塚康夫   |
|       | 主任 鈴木正寛   |
|       | 主任 小松崎梨菜  |
|       | 主事補 柿沼誠一郎 |

## 7. 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | ただいまから、令和3年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。  |
| 議長   | 開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。   |
| 事務局長 | はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号9番 若田部明委員の2名でございます。<br>また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。 |

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号12番 大舩 孝委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

まず、議案第1号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について、意見を求めます。  
令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号について、調査班、お願いします。

調査班

それでは、空き家に付属した農地の指定に関する現地調査の結果を報告します。

申請に係る事項 農地および空き家の所有者 ○○ 申請地の所在地 ○○ 地目 畑 面積 ○○㎡となります。申請地は、空き家から見て北に位置しています。

次に、「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づく検討状況」ですが、第4条基準1番については、現地を確認した結果、耕作は可能な農地と思われました。2番は、現地確認の結果、第1号の遊休農地の条件を満たしており、所有者も申請地周辺に居住していないため維持管理が行われる見込みもないものと思われます。よって2番も該当ありと思われます。3番は、空き家と農地は隣接しているため該当ありと思わ

れます。4番は、農地と空き家の所有者が同一であるため、問題ありません。

以上1番から4番までを検討した結果、現地調査班の判断としては、指定相当と思われます。

次に、申請に係る事項 農地および空き家の所有者 ○○ 申請地の所在地 ○○ 地目 畑 面積 ○○㎡となります。申請地は、空き家から見て南東から北西に位置しています。

次に、「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づく検討状況」ですが、第4条基準1番については、現地を確認した結果、耕作は可能な農地と思われました。2番は、現地確認の結果、第1号の遊休農地の条件を満たしており、所有者も申請地周辺に居住していないため維持管理が行われる見込みもないものと思われます。よって2番も該当ありと思われます。3番は、空き家と農地は隣接しているため該当ありと思われます。4番は、農地と空き家の所有者が同一であるため、問題ありません。

以上1番から4番までを検討した結果、現地調査班の判断としては、指定相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(大拙委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

今回の申請が空き家の○番ということは、過去に申請が○件出されたことがあるということでしょうか。

事務局

回答いたします。過去に○件申請がなされておりますが、その後取消がされております。

12番  
大拙委員

議案第1号の指定の意味合いについて、改めて説明していただけますか。空き家に居住を開始される方が、隣接する農地を空き家に付属する農地として指定をすることで、農家要件を持たない一般の方でも取得することができるということでしょうか。

事務局

空き家及び隣接する農地の所有者は市外に出られており、農地については現在まで遊休状態にあります。空き家を購入したいという方が、その

隣接する農地も一緒に購入して家庭菜園として使用したいという意向があった場合に、その農地を空き家に付属した農地として指定することにより下限面積が1 aとなる制度となっております。

1 2 番  
大拙委員

よくわかりました。空き家については、空き家バンクに登録されていないといけないのですよね。手続きはどこで行うのでしょうか。

事務局

市役所本庁舎内にあります空き家対策室が所管になります。

1 2 番  
大拙委員

ありがとうございます。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり指定することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条629番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5 km、所要時間2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン、乾燥機、田植機各1台をリースしております。主な経営作物は、米、麦、芋類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は270日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」との

ことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われる。

3条630番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は25.0km、所要時間は40分です。こちらの申請地につきましては、納品先が〇〇地区であり、立地的条件を考慮しての設定になっております。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は360日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われる。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(大肱委員 挙手)

議席番号12番 大肱 孝委員、どうぞ。

12番  
大肱委員

3条629番について、対価が10aあたり〇〇円だと安いと思うのですが、過去の申請についてもこの地域は同様の価格帯で売買がされているのでしょうか。

事務局

過去の申請については、申し訳ありませんが確認しておりません。

12番  
大肱委員

相談を受けている中で、なぜこの価格で売買されるのか、今後の参考に聞いておくのも良いかもしれないですね。

(澁江委員 挙手)

議 長

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番  
澁江委員

3条629番についてですが、全てご自身で耕作されているのでしょうか。



事務局

回答いたします。申請人は現在、基盤法による貸借や農作業受委託契約はされておらず、全てご自身で耕作されており、農地の耕作状態も問題ありませんでした。田植え等の農作業の一部を委託されている可能性もありますが、農地法上問題ありません。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条825番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条826番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か

ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条827番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条828番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条829番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「倉庫」であり、不許可の例外事由である既存の施設の敷地拡張に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条830番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条831番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種

農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条832番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「農業用施設用地」であり、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番  
澁江委員

太陽光発電設備設置の許可申請についてですが、農地単独でも転用が可能になったのでしょうか。以前は農地部分が3分の1以下であれば許可ができると記憶しているのですが。

事務局

第1種農地で太陽光発電設備を設置したいという場合は、農地以外の地目が全体の3分の2以上、農地が3分の1以下でないと許可できません。第2種農地の場合は、代替性がなければ農地単独での農地転用が可能です。今回出ている案件は全て第2種農地になります。

15番  
澁江委員

経済産業省の設備認定が今年の11月で締め切られていると思うのですが、それ以降の認定でも転用の申請ができるのでしょうか。

事務局

現在転用の申請が出ている案件が、いつ認定されたかどうかは把握していませんが、昨年11月以降は営農型や30%以上自家消費でないと

認められないということで制度が変わっているもので、今回の案件については昨年11月以前に設備認定が取られているものと思われます。

15番  
澁江委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地479番について報告いたします。

願出地の東と南と北は田及び畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。  
願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

す。  
非農地480番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無い

願出地は人為的に転用行為が行われているものと、森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地481番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。

願出地は人為的に転用行為が行われているものと、森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地482番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。

願出地は人為的に転用行為が行われているものと、森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地483番について報告いたします。

願出地の東と北は畑ですが、営農に支障はないと思われます。

願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10の4の(1)及び(3)の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

基本要綱第10の4の(1)及び(3)は農用地集積計画の取消しについての項目になります。

1 取消す農用地利用集積計画 令和○年○月○日開催第○回佐野市農業委員会総会にて決定 決定された所有権移転の内容は記載のとおりになります。取消しの理由 令和○年○月○日開催第○回佐野市農業委員会総会にて決定した当該集積計画に基づき、○月○日に売買契約をして所有権移転登記を行う予定であった農地について、譲渡人死亡によることにより、後日改めて売買契約を行うことになったため。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」は、依頼のとおり、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」は、依頼のとおり、決定することにいたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時32分閉会